



損金経理にご注意!

前編



T・MACKS 税理士法人
代表社員 菅原 初義

はじめに

法人税は、各事業年度の所得の金額に対して課税されますが、この所得の金額は、次に掲げる算式のように、その事業年度の益金の額から、損金の額を控除した金額とされています。

$$\text{益金} - \text{損金} = \text{法人税課税所得金額}$$

益金とは、一般的には売上や収入金額等を言います。

また損金とは、一般的には経費と言われるもので、法人税法で個別に定めているものを除き、その事業年度に発生した次の金額となります。

- ・収益に係る原価の額
- ・販売費、一般管理費など費用の額
- ・損失の額

今回は、この損金のうち、損金経理が要件となっているいくつかの項目について説明します。

損金経理とは、上記の原価や費用及び損失等を損金として経理処理することをいいます。但し、上記に掲げた損金については、仮に損金経理を行っていないとしても、申告書において申告調整することによって、損金に算入することができます。

しかしながら、減価償却費など法人税法において個別に定められている損金については、法人の意思決定事項として損金経理を行うことが要求されています。すなわち株主総会等で承認を得た決算書において、費用又は損失として計上された金額以外は損金算入が認められず、申告調整を行うこともできません。

このようなことから、損金経理を疎かにするようなことがあると、思わぬ追徴課税や、納めなくてもよい税金を納めなければなら

ない事態が生ずる場合があります。したがって、損金経理には十分な注意が必要です。

1 減価償却費

(1) 減価償却費の損金算入

法人税法において損金に算入できる減価償却費の金額は、法人が償却費として損金経理した金額のうち、法人税法で定められている償却限度額に達するまでの金額となります。この「償却費として損金経理した金額」は、本来、取得価額に算入すべき付随費用等を費用計上した場合、その金額も償却費として損金経理をしたとみなされます。

したがって、償却費として損金経理した金額の合計額が償却限度額を超えた場合には、その超えた金額はその事業年度の損金には算入されません。

付随費用を費用計上した例

300万円の機械を取得し、減価償却費を償却限度額(75万円)で計上した。
なお、付随費用である機械の搬入費・据付費40万円を全額費用計上している。

解説 この付随費用40万円は、本来であれば機械の取得価額に含めるべきものですが、取得価額には含めず費用に計上しているため、減価償却費として計上したものとみなされます。この付随費用は取得価額に含めることになり、これにより償却限度額は85万円となります。損金経理されている減価償却費としては、以下のように115万円となります。
減価償却費: 75万円 + 40万円 = 115万円
したがって、次の算式のように、30万円が「償却超過額」となり、当期の損金に算入することができません。
償却超過額: 115万円 - 85万円 = 30万円

逆に、会社が独自に法定耐用年数より長く見積もっている場合や限度額の計算誤りなどにより、法人税法で定められている

償却限度額に満たない償却費が損金経理される場合もあります。この場合、その償却費の計上不足額は当期の損金には算入されず、また翌期の償却限度額に加算することもできません。

不足額が生じている場合のリスク

減価償却費の償却限度額は100万円であったが、計算誤り等により30万円だけ損金経理を行った。これにより所得金額は20万円となり、これで申告を行った。
その後、税務調査により売上の計上漏れを指摘され、課税所得が50万円増加した。

解説 減価償却費は償却限度額までまだ70万円の余裕がありましたが、減価償却費を損金に算入するには損金経理が要件となっているため、修正申告においてこの不足分を損金に算入することはできません。償却不足があるにもかかわらず、追加で減価償却費を増やし、課税所得を減らすことはできませんので、追徴課税が生じてしまうこととなります。

(2) 少額の減価償却資産の損金算入

減価償却資産のうち、取得価額が10万円未満のもの、又は使用可能期間が1年未満のものは「少額の減価償却資産」となり、これを事業の用に供した事業年度において消耗品費等として損金経理をした場合には、その金額は損金の額に算入されます。

この取得価額は、通常1単位として取引されるその単位ごと(1個、1組、1式など)に判定されます。このため、損金経理をする際の取得価額の判定は重要なポイントとなります。

なお、少額の減価償却資産は、事業の用に供した事業年度において損金経理をした場合にのみ損金に算入することが認められます。このため、いったん減価償却資産に計上してしまうと、翌事業年度以降において損金経理をしたとしても、損金の額には算入できません。

損金算入が認められない例

1台8万円のパソコンを10台購入し、総額80万円を資産に計上し、事業の用に供した。取得をした初年度においては、翌年度に費用計上する予定で、償却費を計上しなかった。翌年度において、この全額を消耗品費として費用に振り替えた。

解説 事業の用に供した事業年度において消耗品費として損金経理を行っていないため、これを翌年度で費用に計上したとしても、その全額を損金に算入することはできません。この事例の場合は、翌年度において算出される通常の減価償却資産として償却限度額に達するまでの金額が損金に算入されます。

(3) 一括償却資産

減価償却資産のうち、取得価額が20万円未満の資産については、法人がその全部または特定の一部(対象資産は選択することが可能です。)の合計額を一括し、次の金額を損金算入限度額として償却費を損金経理することにより、損金の額に算入することが選択できます。

【一括償却資産の損金算入限度額】

$$\text{一括償却対象額} \times \frac{\text{その事業年度の月数}}{36}$$

※事業年度が1年であれば、損金算入限度額は一括償却対象額の1/3となりますが、事業年度が1年に満たない場合には1/3とはならないため、注意が必要です。

ただし、リース資産や(2)の少額の減価償却資産で損金算入したものは対象外となります。

一括償却資産につき除却等を行った場合

一括償却資産としている減価償却資産を途中で除却や売却し、除却損や売却損を計上したとしても、その除却損等は一時の損金には算入できません。

損金に算入される金額は、あくまでも上記の計算式で算出した損金算入限度額に達するまでとなります。

(4) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

青色申告法人で、資本金の額が1億円以下など一定の要件を満たす中小企業者等が、平成28年3月末までの間に、取得価額が10万円以上30万円未満の減価償却資産(「少額減価償却資産」といいます。)について、事業の用に供した事業年度においてその全額を損金経理したときは、その少額

減価償却資産の取得価額の合計額が年300万円に達するまでの金額を損金に算入することができます。

「限度額が300万円」ではありません

少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円を超える場合、【300万円】が損金に算入されるのではなく、個々の少額減価償却資産を1単位ごとに積み上げた合計金額で300万円以下となる部分が対象となります。

例 今期に取得した30万円未満の資産の取得価額を積算した合計額が280万円の場合

①新たに25万円の資産を取得し、直ちに事業の用に供した。
280万円 + 25万円 = 305万円

取得価額の合計が300万円を超えるため、この新たに取得した資産は一時の損金には算入できません。
305万円のうち、300万円までが損金に算入できる訳ではありません。この場合の損金算入額は280万円になり、新たに取得した資産は通常の減価償却資産となります。

②新たに18万円の資産を取得して直ちに事業の用に供した。
280万円 + 18万円 = 298万円

取得価額の合計が300万円以下となるため、一時の損金に算入できます。

取得した30万円未満の資産のうち、どれを少額減価償却資産とするかを選ぶことは可能です。

このため、少額減価償却資産の合計額が300万円を超えている場合には、この制度を最大限活用するために、合計額が300万円を超えない範囲で一番近くなる組み合わせを検討する必要があります。

2 短期前払費用

前払費用は、原則として、支出時には資産に計上し、役務の提供を受けたときに損金の額に算入されます。

ただし、前払費用のうち、その支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係る対価を支払った場合において、継続してその支払い時にその事業年度で費用として損金経理を行っているときは、その支払い時点で損金の額に算入することが認められています。

このため、例えば地代家賃や保険料など

「支払い時点から1年以内に役務の提供を受けるもの」について、当該役務に係る1年分の対価を一括して支払い、毎期継続してその支払った時に費用として損金経理を行ったときは、その支払った金額はその損金経理を行った事業年度の損金とすることができます。

継続適用が要件となります!

初年度に損金経理を行い、翌年度では前払費用計上を行うなど、継続して統一した経理処理を行っていない場合には、当該短期前払費用の金額が損金に算入されませんので注意が必要です。

「1年以内」の期間の捉え方に注意!

例えば3月決算法人において、以下のように支払った場合については、短期前払費用の適用を受けることができませんので注意が必要です。

(1) 提供を受ける役務が「支払った日」から1年を超える場合

Q1 家賃について、4月分から翌年3月分を2月に支払った場合は?

A1 支払時(2月)から1年を超える期間が対象期間となっているため、短期前払費用の規定は適用できませんので、損金に算入されません。

(2) 1年を超える分を一括で支払った場合

Q2 駐車場代について、3月分以降2年分をまとめて3月に支払った場合は?

A2 1年分だけ短期前払費用の規定が適用できる、ということにはなりません。この場合は、当期にかかる1か月分のみ損金に算入でき、残りは前払費用となります。

契約内容に従った処理が必要です!

もともと月払い契約の家賃等をまとめて決算月に支払ったとしても、損金算入は認められません。

年払い契約により1年分の家賃等を一括して支払って損金経理をした場合に、短期前払費用の規定を適用して損金とすることができます。

次号においては、租税公課や役員退職金、貸倒損失などの損金経理について説明します。